

生徒心得（校則）

1 日常生活の心得

- (1) 学校の内外を問わず、小城高校生としての自覚を持って行動する。
- (2) 深夜徘徊および外泊は原則として禁止する。
- (3) バイクの使用は原則として禁止する。特別の事情により許可する場合は、原付（排気量 50cc 以下）のみとする。
- (4) 公共交通機関を利用する際は、ゆとりのある行動を心がけ、他の利用者や運行機関に迷惑となる行為は厳に慎む。

2 服装規定

本校指定の制服とする。（ ）は、あくまで基準日であり、衣替え（半袖・長袖・指定のセーター・ジャンパー類・マフラー）は、気温の変化等に合わせて、各自で判断して下さい。

- (1) 冬服（4、5、10～3月）

ブレザー着用。ただし、厳寒時には次のものの着用も認める。セーター（指定）、ジャンパー類、マフラーなどの防寒着。ただし、屋内ではセーター以外の防寒着は使用しない。

- (2) 合服（5、10月）
- (3) 夏服（6～9月）

3 頭髪規定

1. 清潔感のある髪型とする。

- (1) 染色・脱色などの加工をしない。
- (2) まゆの細ざりやまつげの加工をしない。
- (3) 前髪はまゆにかからない。
- (4) 特異な髪型をしない。

[男子髪型について]

- ・横髪は耳にかからない。
- ・後髪はえりにかからない。

[女子髪型について]

- ・髪が肩に触れる場合は後ろか両横で結ぶ。

2. その他

- (1) 化粧およびピアスは禁止する。
- (2) 髪止めは、形が大きく色が派手なものは認めない。
- (3) ムース等で髪を加工しない。

4 アルバイトに関する規定

生徒の本分は勉学第一であるから、原則としてアルバイトは許可しない。

しかし、諸事情によりアルバイトを希望する場合は、所定の「アルバイト許可願」に必要な事項を記入し、学校長の許可を得なければならない。

5 運転免許の取得に関する規定

卒業学年の進路が内定している者に限って、最終登校日の次の日以降に、自動車学校への入校を許可する。就職内定者は別途考慮する。

6 携帯電話に関する規定

1. 校内での携帯電話の使用は禁止する。(メールやブログ、ツイッター (X)、インスタグラム、インターネットも禁止)
2. 学校では、電源を切り、カバンの中に入れておく。心配な場合は、財布等の貴重品と同様に預けること。
3. 登下校中も、交通違反や交通の妨げとなるような使用は行わない。家庭連絡は、速やかに済ませる。(防犯や事故の際には活用する。)
4. 腕時計のスマートウォッチについては、平常時において、時計の機能としてのみ使用を認める。ただし、メールや検索機能などは使用できない。なお、定期考査、模擬試験、小テストなどのテストの際は、一切使用できない。